後期高齢者医療制度の
新しい保険料率が決まりました

後期高齢者医療制度の保険料率は２年ごとに改定されます。今回平成２４年度・２５年度の保険料率が決まりましたので、お知らせします。

■問い合わせ先　高知県後期高齢者医療広域連合　☎０８８－８２１－４５２６
市民保険課保険班　☎５３－３１１５

増え続ける医療費
持続可能な運営を目指して、保険料率を引き上げます

後期高齢者医療制度の被保険者の皆さまの医療費の支払いなどに必要な費用（保険給付費）は、約５割を国・県・市町村による公費が、約４割を現役世代の方が加入する医療保険からの支援金が負担しており、残りの約１割が被保険者の皆さま方に、保険料としてご負担していただくようになっています。

保険給付費は、今後２年間についても増加すると見込まれるため、さまざまな保険料率の上昇抑制策を行いましたが、やむを得ず、保険料率の引き上げを行うことになりました（図１）。

皆さま方が、安心して医療サービスを受けられるために、この保険料率の引き上げについて、ご理解をお願いします。

保険料は、一律に負担していただく**被保険者均等割額**と所得に応じて負担していただく**所得割額**を合計して、被保険者ごとに算出します（図２）。

なお、世帯および被保険者の所得金額等により、保険料は軽減され、算出されます（23ページ）。

個人ごとの保険料額は、７月中旬に送付する保険料額決定通知書等でご確認ください。

図１）後期高齢者医療保険料率

	平成２２・２３年度		平成２４・２５年度
均等割	**48,931**円	→	**51,793**円
所得割	**8.94**%	→	**10.35**%

図２）１人あたりの保険料の計算方法

年間保険料　＝　均等割額　＋　所得割額

年間保険料の上限＝５５万円
均等割額＝５１，７９３円
所得割額＝賦課基準額×１０．３５％

賦課基準額とは、総所得金額（公的年金等控除や給与所得控除、事業所得の経費を控除した額）、山林所得金額、土地等の譲渡にかかる所得等から基礎控除額（３３万円）を引いた所得金額です。

図３）高知県内の保険給付費の動向

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は平成２０年４月から始まった制度で、７５歳以上の方が対象となります（６５歳以上７５歳未満で一定以上の障害がある方で、申請を行い広域連合で認定を受けられた方を含む）。

この制度の財政運営は、高知県内の全市町村が加入し設立した**高知県後期高齢者医療広域連合**が行います。業務面では広域連合と市町村が役割を分担し、広域連合は保険料の賦課や被保険者資格管理・医療給付を行い、市町村は保険料の徴収および各種申請や届け出などの窓口業務を行います。

保険料の納付方法

個人ごとの平成２４年度保険料額・納付方法は、**７月中旬**に発送する保険料額決定通知書等でご確認ください。

なお、納付方法は、次のいずれかの方法または併用となります。

■特別徴収（年金天引き）
原則として、年金受給額が年額１８万円以上の方で、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の２分の１を超えない方は、年金から天引きされます。

■普通徴収
特別徴収の対象とならない方は、納付書または口座振替により市へ納付をお願いします。

■問い合わせ先
市民保険課保険班　☎５３－３１１５

自己負担金が無料に！
後期高齢者健診を受けてみませんか

平成２４年度から後期高齢者健診の自己負担金が無料となりました。

次の方は、後期高齢者の健康診査を受診できます。ご希望の方はお電話でお申し込みください。

■対象者
後期高齢者医療保険証をお持ちの方で、生活習慣病治療で受診をしていない方。
※後期高齢者の健康診査は、生活習慣病（高血圧症・糖尿病・コレステロールが高いなどの脂質異常症・血管疾患・心疾患）を早期発見することを目的としています。そのため、生活習慣病で治療中の方は病院で同じ検査を行いますので、健診の対象となりません。

■問い合わせ・申込先
市民保険課保険班　☎５３－３１１５

保険料の軽減措置

世帯の所得に応じて、次のように軽減されます。同一世帯の中で、被保険者や世帯主の前年中の所得が決定していない人がいる場合、保険料軽減判定ができませんので、税務課まで、所得申告をお願いします。

◆均等割額の軽減

世帯主および被保険者の総所得金額等の合計額(※)の状況により軽減の判定をします。
※公的年金収入の場合、公的年金等にかかる雑所得から１５万円を差し引いた額で軽減を判定します。

同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額	軽減割合	軽減後の均等割額
３３万円以下で、同一世帯内の被保険者全員の各種所得が、必要経費（年金の所得は控除額を８０万円として計算）を差し引いたときに０円となる場合。	９割	５，１７９円
３３万円以下	８．５割	７，７６８円
３３万円＋（２４．５万円×世帯主以外の被保険者数）以下	５割	２５，８９６円
３３万円＋（３５万円×世帯に属する被保険者数）以下	２割	４１，４３４円

◆所得割額の軽減

被保険者本人の総所得金額等の状況により、軽減を判定します。

被保険者の所得	軽減割合
保険料賦課の基となる所得金額（総所得金額等から３３万円を引いた額）が５８万円以下。年金収入のみの場合は、収入額が１５３万円以上、２１１万円以下。	５割

◆被用者保険の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療に加入する前日に被用者保険（協会けんぽ、共済組合、船員保険等）の被扶養者（扶養家族）であった方は、被保険者均等割額が９割軽減され、所得割額は賦課されません。